
新型コロナウイルス感染症に伴う 外来診療制限の解除について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、コロナ感染患者の入院受け入れ等へ医療資源をシフトする必要があったため、1月31日（月）から一般診療を一部制限していましたが、コロナ感染患者の入院受け入れ等の感染対応状況を考慮して、外来診療制限を解除することとしました。

7月11日（月）から、初診患者の受け入れを再開させていただきます。
ただし、歯科口腔外科は紹介状が必要です。

なお、紹介状をお持ちでない初診の場合は、選定療養費 5,500 円を別途ご負担いただく場合があります。

引き続き、感染防止対策を行っていますので、ご理解ご協力下さいますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民病院部 医事課（担当／坂田）
電話番号：0824-65-0101 FAX番号：0824-65-0150
E-mail：byouin@miyoshi-central-hospital.jp
〒728-8502 広島県三次市東酒屋町10531番地
市立三次中央病院